

証券コード 3727

令和3年3月15日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
株 式 会 社 ア プ リ ッ ク ス
代表取締役社長 根本 忍

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和3年3月29日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、35ページから36ページの<インターネットによる議決権行使のご案内>をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 令和3年3月30日（火曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル21階 会議室A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第36期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aplix.co.jp/>) に掲載しております。本招集ご通知の提供書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.aplix.co.jp/>）に掲載させていただきます。なお、決議の結果につきましては、書面の発送ではなく、同じく当社ウェブサイトに掲載いたします。
-

(提供書面)

事業報告

(令和2年1月1日から
令和2年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

(当社グループの事業の内容)

当社グループは、最先端の技術と身近な製品を結びつけることによって、より多くの人々の生活を豊かにすることを使命として事業を営んでおります。

平成22年以来、様々な機器をインターネットに繋げるIoTの基礎となる技術の経験とノウハウを蓄積することで、いち早く家電製品や家庭用品のIoT化を実現しました。そして、低消費電力を大きな特長とする近距離無線通信技術であるBluetooth Low Energyに対応したIoTモジュールを介し浄水器等の水資源に係るセンサーとクラウドを繋げる技術をはじめ、AI及び音声認識技術を基にしたスマート・スピーカーと家電等を繋げる技術、及びモビリティ・システムのための各種センサーとクラウドを繋げる技術等に係る製品とソリューションを提供してまいりました。

そのような状況下、当社は、平成29年11月9日に策定した新事業ビジョンにて掲げた施策の一つである「通信規格の拡充」に基づき、令和元年8月15日に株式会社光通信の連結子会社であり、MVNOブランド「スマモバ」を営むスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）を、簡易株式交換の方法により完全子会社化しました。これを契機に、これまで当社は主に近距離無線通信技術のBluetooth Low Energy を当社のIoT製品・サービスに用いておりましたが、これに加えて、SMCが保有する無線通信システム（3G、4G等）を用いた新たな新製品・サービスや、費用対効果の高いサービスの開発・提供、また新たにクラウドを用いたソリューションの開発・提供に取り組んでおります。

(当連結会計年度の経営成績)

当連結会計年度（令和2年1月1日～令和2年12月31日）における我が国の経済は、内閣府による令和2年12月の月例経済報告で、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」と報告されています。先行きについては同報告の中で「先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」とされながらも、「感染症拡大による社会経済活

動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と述べられています。

このような環境の下、当連結会計年度においては、当社グループの強みとする組込み事業からアプリケーション、クラウドまでを一貫して提供できる技術力とノウハウ等を軸として、以下の施策に取り組んでまいりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

<テクノロジー事業>

テクノロジー事業については、本事業の収益の多くを占める受託開発について、主要顧客であるネスレ日本株式会社に対してネスカフェゴールドブレンドバリスタ」のWi-Fi接続機能を搭載した新モデル「ネスカフェゴールドブレンドバリスタW [ダブリュー]」のシステム開発を支援したほか、その他顧客企業との開発案件に取り組みました。また、当社の主要製品であるロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」を始めとするIoT製品・サービスの拡販に注力しました。更に、組込み開発における強みを生かして、顧客ニーズに対応する機能を搭載した製品の開発などを行いました。

<ソリューション事業>

ソリューション事業においては、主に連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社のMVNOブランド「スマモバ」における格安ケータイや格安SIM、クラウドSIMを用いたモバイルWiFiルーターサービス「THE WiFi」、また法人向けIoTデータ通信サービス「unio (ユニオ)」など、顧客ニーズに応じたデータ通信サービスの拡販に注力しました。

これらの結果、当連結会計年度のテクノロジー事業の売上高は699,674千円（前連結会計年度の売上高589,330千円）、ソリューション事業の売上高は2,685,038千円（前連結会計年度の売上高254,418千円）となりました。

営業損益につきましては、テクノロジー事業の営業利益は123,159千円（前連結会計年度の営業損失453千円）、ソリューション事業の営業利益は141,425千円（前連結会計年度の営業利益51,301千円）となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント利益の調整額が210,303千円（前連結会計年度のセグメント損失の調整額233,766千円）発生しております。セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,384,712千円（前連結会計年度の売上高843,748千円）となりました。

営業損益につきましては、54,280千円の営業利益（前連結会計年度の営業損失182,919千円）となりました。

経常損益につきましては、39,686千円の経常利益（前連結会計年度の経常損失187,351千円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、84,221千円の親会社株主に帰属する当期純利益（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失218,196千円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において、設備投資等は実施しておりません。

③資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社は、令和2年9月1日付で、アドベント株式会社におけるWiMAX及びモバイルネットワークに関する事業を会社分割（吸収分割）の方法により承継しました。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (平成29年12月期)	第 34 期 (平成30年12月期)	第 35 期 (令和元年12月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (令和 2 年12月期)
売 上 高(千円)	557,638	336,890	843,748	3,384,712
経 常 損 益(千円)	△421,911	△456,607	△187,351	39,686
親会社株主に帰属する当期純損益(千円)	△946,405	△458,793	△218,196	84,221
1株当たり当期純損益(円)	△66.00	△29.10	△11.52	3.81
総 資 産(千円)	920,734	1,174,918	3,050,186	3,132,551
純 資 産(千円)	830,578	1,091,827	2,109,123	2,166,237
1株当たり純資産額(円)	56.33	62.13	94.43	96.53

(注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されております。重要な子会社は、以下のとおりです。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社BEAMO	10,000千円	51.0%	当社代理店として当社IoTソリューションの販売、及び法人向け携帯電話の販売等
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	10,000千円	100%	電気通信事業法に定める電気通信事業 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業 MVNO事業

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、スマートフォン用のアプリケーションやクラウドサービス開発等のIoTソリューションを中心とする事業への転換を行ってまいりました。当該事業転換に伴い、ゲーム、アニメーション及び出版の事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、前連結会計年度まで8期連続となる売上高の著しい減少及び営業損失の計上が続いております。当連結会計年度においては、前連結会計年度と比較して売上高は3,384,712千円（前連結会計年度の売上高843,748千円）と301.2%増加し、また各損益についても営業損益は54,280千円の利益計上（前連結会計年度は営業損失182,919千円）、経常損益は39,686千円の利益計上（前連結会計年度は経常損失187,351千円）、親会社株主に帰属する当期純損益は84,221千円の利益計上（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失218,196千円）と、いずれも利益計上を達成しました。しかしながら、通期決算における営業損益は黒字であり、当社グループの財務状況は改善傾向がみられるものの、営業利益の計上は9期ぶりであることから、依然として継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下のとおり当該状況の解消又は改善に努めております。

当社グループでは、当該状況を解消及び改善するために、受託開発や既存の当社IoT製品の開発・提供を手掛ける従来の「テクノロジー事業」に加えて、技術的な側面よりも顧客の問題解決或いは価値向上という側面を重視する切り口から事業展開を図ることを目的とした「ソリューション事業」を新たに立ち上げ、以下の取り組みを通じて収益性の改善に努めております。

テクノロジー事業においては、受託開発が堅調に推移していることを鑑み、更なる収益伸長を図るべく、優秀な開発人材の採用・確保やプロジェクトマネジメントの強化等をこれまで以上に注力しております。また当社のメインプロダクトの一つであるロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」について、販路の見直しや機能の追加及び拡張、またラインナップの拡充等の取り組みを行うことで更に拡販を強化していく等、これらの取り組みを行うことで「テクノロジー事業」の収益性を更に伸ばしていく予定です。なお、特定取引先への依存リスクを解消するため、他社への売上高の拡大にも積極的に取り組み、当該リスクの低減にも努めております。

ソリューション事業においては、無線通信システムである第3世代（3G）、第4世代（4G）及び将来的には第5世代（5G）移動通信システムを用いた新たな新製品・サービスや、費用対効果の高いサービスの創出等を目的として、令和元年8月15日付で株式交換の方法により、MVNOブランド「スマモバ」を運営するスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）を完全子会社化し、当社グループ

に継続的に収益を獲得できる「ストックビジネス」の基盤を確保しました。併せて継続的に収益を得る方法としての「リカーリングモデル」の実現を目的として、マネタイズ方式を変えることのみならず、顧客への価値提案をプロダクトから「つながり」へと変えていくことをひとつの基軸として、メガクラウド及びIaaSからSaaSまでを対象とするクラウドコンピューティング関連事業を立ち上げ、早期の市場投入を目指すべく精力的に取り組んでいます。これらの事業は、既存サービスとの連携も含め、技術的な側面よりも顧客の問題解決或いは価値向上という側面を重視する切り口から事業展開を図ることを目的としており、市場訴求力の高い製品・サービスを新たに開発・提供していきます。またSMCにおいては、引き続きMVNOブランド「スマモバ」において格安スマホや格安SIMの拡販に注力するとともに、法人向けIoT用データ通信サービス、またデータ通信機能等を搭載した車載型映像記録装置に関するサービス等を展開してまいります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

(5) 主要な事業内容（令和2年12月31日現在）

当社グループは、テクノロジー事業及びソリューション事業の2事業を主要な事業としております。

各事業の内容は以下のとおりです。

[テクノロジー事業]

IoT（Internet of Things）ソリューション関連製品のシステム開発、製造、販売及びサービス展開等

[ソリューション事業]

クラウドを用いたソリューションの開発・提供、連結子会社のスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）で営むMVNO事業、及びアプリックスのIoT製品・サービスにSMCが保有する無線通信システム（3G、4G等）を用いた製品・サービスの開発・提供

(6) 主要な事業所（令和2年12月31日現在）

①当社

本社	東京都 新宿区
----	---------

②子会社

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	本社：東京都 新宿区
------------------------	------------

(7) 使用人の状況（令和2年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業のセグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
テクノロジー事業	23名	—
ソリューション事業	16名	5名増
全社（共通）	6名	1名増
合計	45名	6名増

- (注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が6名増加しております。主な要因は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものです。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、本社管理業務等に従事しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	6名増	47.33歳	10年3ヶ月

(注) 1. 前事業年度末に比べ、従業員数が6名増加しております。主要因は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (令和2年12月31日現在)

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和2年12月31日現在）

- ①発行可能株式総数 35,000,000株
- ②発行済株式の総数 22,138,630株
- ③株主数 13,867名
- ④大株主（上位10位）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	1,103,657株	4.98%
能 村 光 勇	933,100	4.21
チ ャ ー ル ズ レ ー シ ー	798,000	3.60
楽 天 証 券 株 式 会 社	222,700	1.00
山 下 良 久	221,600	1.00
au カ プ コ ム 証 券 株 式 会 社	221,400	1.00
郡 山 龍	191,400	0.86
金 子 元 良	167,000	0.75
藤 原 学	159,100	0.71
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	122,700	0.55

(注) 持株比率は自己株式（18,049株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (令和2年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	根本 忍	株式会社BEAMO 代表取締役社長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役
常務取締役	倉林 聡子	経営管理部 部長 株式会社BEAMO 取締役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役
取締役	平松 庚三	小僧com株式会社 取締役会長 株式会社CEAFOM 社外取締役 株式会社ピーエイ 社外取締役 スマイルワークス株式会社 社外取締役 crew株式会社 社外監査役 株式会社Jovz 社外監査役
取締役	田口 勉	トライボッドワークス株式会社 取締役 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO 一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議 会 理事
常勤監査役	大西 完司	株式会社BEAMO 監査役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 監査役
監査役	山田 奨	有限会社山田総合事務所 代表取締役 山田奨公認会計士事務所 代表 山田奨税理士事務所 代表 株式会社和心 取締役(監査等委員)
監査役	坂口 禎彦	大東文化大学法学部法学研究所講師 東京地方裁判所 鑑定委員 司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員 日本公認会計士協会終了審査運営委員会委員

- (注) 1. 取締役平松庚三氏、田口勉氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役山田奨氏、坂口禎彦氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

②事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
長橋賢吾	令和2年3月30日	任期満了	代表取締役会長 フューチャーブリッジパートナーズ株式会社 代表取締役 野原ホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ジオコード 社外取締役

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	46,910千円 (8,160千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,404千円 (5,400千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	60,314千円 (13,560千円)

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は4名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、令和2年3月30日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名が含まれているためであります。

2. 平成13年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平松庚三氏は、小僧com株式会社 取締役会長、株式会社CEAFOM 社外取締役、株式会社ピーエイ 社外取締役、スマイルワークス株式会社 社外取締役、crew株式会社 社外監査役、及び株式会社Joyz 社外監査役を兼務しております。当社と小僧com株式会社、株式会社CEAFOM、株式会社ピーエイ、スマイルワークス株式会社、crew株式会社、及び株式会社Joyzとの間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役田口勉氏は、トライポッドワークス株式会社 取締役、Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会 理事を兼務しております。当社とトライポッドワークス株式会社、Neutrix Cloud Japan株式会社、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役山田奨氏は、有限会社山田総合事務所 代表取締役、山田奨公認会計士事務所 代表、山田奨税理士事務所 代表、及び株式会社和心 取締役(監査等委員)を兼務しております。当社と有限会社山田総合事務所、山田奨公認会計士

事務所、山田奨税理士事務所、及び株式会社和心との間には特別の利害関係はありません。

- ・監査役坂口禎彦氏は、大東文化大学法学部法学研究所講師、東京地方裁判所鑑定委員、司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員、及び日本公認会計士協会終了審査運営委員会委員を兼務しておりますが、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 平松 庚 三	当事業年度に開催された取締役会6回すべてに出席いたしました。取締役会において、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 田口 勉	当事業年度に開催された取締役会6回すべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 山田 奨	当事業年度に開催された取締役会6回すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 坂口 禎 彦	当事業年度に開催された取締役会6回すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 監査法人ハイビスカス

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	22,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し、対価を支払っております。

- ・当社連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社が令和2年9月1日付で実施した吸収分割（アドベント株式会社におけるWiMAX及びモバイルネットワークに関する事業の承継）に関する財務デューデリジェンス費用

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、或いは会計監査人による監査の実施状況及び当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると思料され、その必要があると判断した場合は、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また監査役会は、会

計監査人が会社法第340条第1項各号に定められる項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」及び「監査役監査基準」等を踏まえ、会計監査人から必要な資料の入手及び報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、及び監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかどうかの検討を行うとともに監査報酬見積の算出根拠等を確認し、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り慎重に検討した結果、これらについて適切妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、平成27年6月4日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに行動規範及びコンプライアンス規程を含む社内規程等を遵守することを企業活動のひとつの前提とし、企業価値を向上させるべく職務を遂行する。
 - (2) 取締役は、その職務の執行において、業務の実効性、財務報告の適正性、事業活動に関わる法令等の遵守、及び資産の保全等を図るため、内部統制に係る体制を含む全社的な法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制の整備及び適切な運用に努めると共に、内部統制システムの運用に係る有効性の評価を含む状況報告を定期的に受ける。当該有効性評価に係り、内部監査部門による継続的な監視活動を行う。
 - (3) 取締役は、他の取締役の職務の執行を相互に監視監督し、法令及び定款に係る適合性等に関して疑義を生じた場合には、取締役会及び監査役会へ報告を行う。当社では、継続して社外取締役を置くことにより、取締役の職務の執行に係る取締役間の監督機能の維持向上を図る。
 - (4) 取締役会は、取締役会規程等に従って、当社並びに当社の子会社に係る重要事項の審議、決定、及び報告等を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
 - (5) 監査役は、独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための継続的自己研鑽等を監査に携わる者の心構えとし、内部統制システムの整備運用状況等を含め、取締役の職務の執行の監査を行う。
 - (6) 取締役及び使用人は反社会的勢力及び団体と決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。また、社会倫理及びコンプライアンスに照らし、問題があると思料される活動には関与しない。

- (7) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ或いは行われようとしていることを取締役或いは使用人等が感知した場合に、当社の監査役或いは社外弁護士等、通報者の権利の保護を徹底した相談乃至通報窓口に適時適宜通報できる体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令等に基づき適宜規程等を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大な損失を与える恐れのある様々なリスクに対し適切な管理等の対応を行うことを目的としてリスク管理に関する規程等を制定し、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）のリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定め、当該規程に従った実効的なリスク管理を行うと共に、グループ横断的な事前予防体制の整備に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化することを目的として執行役員制度を導入し、選任した執行役員の職務権限を定めた規程その他執行役員会の運用に関する各種社内規程に明確化し、これに基づいて効率的な意思決定を行う。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、代表取締役社長、全執行役員、及び統括部長により構成された業務執行会議を原則として月1回と必要に応じて臨時で開催し、製品開発戦略、事業計画実現にかかる重要案件の方針、及び年度予算等の主に事業活動に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、当社の取締役及び指名された者により事業セグメント別の事業等に係る会議等を開催して適宜議論及び状況確認等を行い、重要事項の決定等を行う。
- (2) 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にすると共に、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携の確保に努める。
- (3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用等を通じ、業務の効率化を推進する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
- ② 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えると考えられる重要事象については、当社執行役員会、業務執行会議、及び取締役会への付議等を行う。
- ③ 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うと共に、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び

監督を行う。

- ② 当社は、当社グループ全体で相談・通報体制を設け、子会社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを子会社の取締役等又は使用人が知った際に、当社の監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
 - ③ 当社は、子会社が通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしないよう、子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
 - (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築し、運用することを目的として、子会社管理規程を制定する。
 - ② 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
 - ③ 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社グループにおける業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 当社の取締役は、当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という）の配置を求めた場合、当社の監査役と適宜協議を行い、監査役補助使用人を配置する。
 - (2) 当社の取締役は、研修等を通じて監査役補助使用人の技能の向上を図ることに協力すると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて監査役補助使用人の変更及び増員等を行うものとし、その人事については当社の監査役と協議の上決定する。
 - (3) 監査役補助使用人を配置した場合、監査役補助使用人を配置した旨及び監査役補助使用人は当社の監査役の指揮命令にのみ従う旨を当社グループに周知する。
7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、原則として当社の取締役その他当社の監査役以外の者から指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他の事項等は、原則として監査役会の協議に基づいて決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。
8. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。
9. 監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告

を行う義務を負う。

(3) その他監査役への報告に関する体制

当社の子会社の取締役等は、原則として四半期に一度、決算等の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、当社の監査役が通常の仕事によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行う。
- (2) 当社の監査役は、通常の仕事費用以外に緊急の仕事費用、専門家を利用する新たな調査費用等が発生する場合においては、監査役会規程に則り、適宜事前通知等を行う。

12. その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役の仕事執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。この独立性と権限を確保するために、監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にすると共に、当社の監査役は、監査役会が定めた監査計画等に基づき、内部監査部門、会計監査人、その他必要と認める者と適宜連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。また、当社の監査役会は、監査役会規程に則り、特定監査役を選定することができる。
- (2) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、監査役会が必要と認める場合には、独自に外部専門家の活用を検討する。
- (3) 当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知する。当社グループの取締役及び執行役員等は、当該計画に係る監査役の仕事の適切な遂行がなされるよう協力する。

13. 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用する。
- (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度を適切に実施するため、業務プロセスの改善を適宜推進すると共に、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己による評価及び改善並びに外部監査人による評価等を行う体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も取締役会に出席しております。取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、原則として3か月に1回以上の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定をするほか、随時取締役及び執行役員を監督を行っています。

取締役会は、取締役及び執行役員等の権限と責任を定めた「執行役員会議規程」及び「職務権限規程」等を整備し、迅速且つ効率的な意思決定を行っております。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を行うにあたり、事業部門毎の会議等を開催し、意思決定に必要な情報の収集、状況確認及び議論等を行っております。また、業務の効率化や実効性を担保するため、組織の見直しや業務プロセスの見直しについても適宜実施しております。

2. 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名による計3名の監査役で構成されております。監査役は、月次の定時監査役会のほか、定時及び臨時取締役会並びに必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っております。更に、監査役は原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。

当社の監査役会は、特定監査役を選定し、当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知しています。なお、当社では、当社の監査役が監査役補助使用人の配置を求めた場合、監査役補助使用人を配置することができますが、令和2年12月現在、監査役補助使用人は設置しておりません。

3. リスク管理体制

当社グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定めた「リスク管理規程」を整備し、当該規程に則ったリスク管理を行っています。

4. コンプライアンス体制

当社では、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等の規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しています。新入社員に対しては、オリエンテーション時に内部通報制度を含む、当社のコンプライアンス体制について説明を行い、社員に対してはコンプライアンス研修又は業務に関連したコンプライアンスの指摘等を適時実施しています。

5. 子会社管理体制

当社では、取締役会、執行役員会議及び業務執行会議等の会議において、子会社の業務及び財務状況並びにその他の重要な情報に関する共有及び協議を行っております。また、当社の取締役は、子会社の取締役を兼任しており、当社グループ全体の情報の共有化を図るとともに、子会社における適切な業務の執行、ひいては当社グループにおける業務の適正を確保しています。当社では「子会社管理規程」を整備し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築しております。子会社は、当社の「グループ行動規範」を適用し、また「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等を準用することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備、運用しております。

6. 内部監査体制

当社の内部監査室は、独立した組織として設置されており、当社グループにおけるリスクに基づいて策定した年間内部監査計画のもと、監査役及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制の整備・運用状況評価や業務監査等の継続的な監視活動を実施しております。また、監査結果により抽出された課題の改善に向けた助言やフォローアップ、代表取締役等への監査結果報告を行っております。

7. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、適かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用してい

ます。また、当社の内部監査室は、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度が適切に実施されているかを評価するとともに、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて業務プロセスの改善を適宜推進しています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置付けております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、当事業年度は配当可能利益がないことから配当を実施しておりませんが、収益力の向上に注力し利益を積み上げることにより配当を可能とする剰余金を確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、戦略的な知的財産の活用、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関といたしましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(令和2年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	2,348,661	流動負債	912,349
現金及び預金	1,307,194	買掛金	369,793
売掛金	921,253	短期借入金	200,000
商品及び製品	12,322	未払金	148,102
仕掛品	12,753	未払法人税等	27,913
原材料	195	賞与引当金	8,738
その他	110,666	株主優待引当金	8,635
貸倒引当金	△15,725	その他	149,166
固定資産	783,889	固定負債	53,964
有形固定資産	715	繰延税金負債	21,700
機械、運搬具及び工具器具、備品	715	その他	32,263
無形固定資産	730,118	負債合計	966,313
のれん	528,157	純資産の部	
顧客関連資産	157,920	株主資本	2,135,320
その他	44,039	資本金	2,443,403
投資その他の資産	53,056	資本剰余金	1,384,036
投資有価証券	10,000	利益剰余金	△1,665,865
破産更生債権等	928,908	自己株式	△26,254
その他	43,056	新株予約権	24,394
貸倒引当金	△928,908	非支配株主持分	6,522
		純資産合計	2,166,237
資産合計	3,132,551	負債・純資産合計	3,132,551

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結注記表はWEB開示しております。

連結損益計算書

(令和2年1月1日から
令和2年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,384,712
売上原価		2,373,493
売上総利益		1,011,219
販売費及び一般管理費		956,938
営業利益		54,280
営業外収益		
受取利息	54	
還付加算金	2	
その他	0	57
営業外費用		
支払利息	751	
株式交付費	825	
為替差損	3,136	
売上債権譲渡損	9,176	
その他	761	14,651
経常利益		39,686
特別利益		
関係会社清算益	38,185	
負ののれん発生益	4,137	42,323
特別損失		
事務所移転費用	3,429	
投資有価証券評価損	4,999	8,429
税金等調整前当期純利益		73,580
法人税、住民税及び事業税	28,258	
法人税等調整額	△44,443	△16,184
当期純利益		89,765
非支配株主に帰属する当期純利益		5,543
親会社株主に帰属する当期純利益		84,221

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結注記表はWEB開示しております。

貸借対照表

(令和2年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,502,520	流動負債	310,879
現金及び預金	1,085,060	買掛金	21,039
売掛金	354,041	短期借入金	200,000
商品及び製品	11,190	未払金	10,206
仕掛品	12,753	未払法人税等	13,915
原材料	195	賞与引当金	7,369
その他	39,278	株主優待引当金	8,635
固定資産	851,740	その他	49,713
投資その他の資産	851,740	負債合計	310,879
投資有価証券	0	純資産の部	
関係会社株式	810,751	株主資本	2,018,987
破産更生債権等	802,151	資本金	2,443,403
繰延税金資産	29,761	資本剰余金	1,384,036
その他	11,227	資本準備金	1,384,036
貸倒引当金	△802,151	利益剰余金	△1,782,199
		その他利益剰余金	△1,782,199
		繰越利益剰余金	△1,782,199
		自己株式	△26,254
		新株予約権	24,394
		純資産合計	2,043,381
資産合計	2,354,261	負債・純資産合計	2,354,261

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表はWEB開示しております。

損益計算書

(令和2年1月1日から
令和2年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		784,864
売上原価		555,782
売上総利益		229,081
販売費及び一般管理費		291,248
営業損失		62,166
営業外収益		
受取利息	323	
その他	7	331
営業外費用		
支払利息	751	
株式交付費	825	
為替差損	3,136	
売上債権譲渡損	393	
その他	4	5,112
経常損失		66,946
特別利益	—	—
特別損失		
関係会社株式評価損	5,462	5,462
税引前当期純損失		72,408
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	△29,761	△28,811
当期純損失		43,597

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表はWEB開示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年2月24日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 阿部 海輔 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋 克幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの令和2年1月1日から令和2年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度までの8期連続となる売上高の著しい減少及び営業損失を計上している。当連結会計年度においては、54,280千円の営業利益、39,686千円の経常利益、84,221千円の親会社株主に帰属する当期純利益を計上するに至ったが、営業利益の計上は9期ぶりであることから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年2月24日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 阿 部 海 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 橋 克 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度を含む9期連続となる営業損失を計上している。当事業年度においても62,166千円の営業損失、66,946千円の経常損失、43,597千円の当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年（令和2年）1月1日から2020年（令和2年）12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会が定めた監査役会規程並びに令和2年度監査役監査計画、並びに公益社団法人日本監査役協会による改訂版『監査役監査基準』及び改訂版『内部統制システムに係る監査の実施基準』及び『監査役監査実施要領』等に準拠するとともに、株式会社東京証券取引所『コーポレートガバナンス・コード』等を適宜参照しつつ対応を進め、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、業務執行会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて報告聴取及び説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第三百四十八条乃至第三百六十二条並びに会社法施行規則第百条に定められる取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、当該体制の整備に関する株式会社アプリックス取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人ハイビスカスから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人監査法人ハイビスカスが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、定例連絡会での意見交換等を含め必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を日本公認会計士協会による品質管理レビューを受ける等の方法により整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人監査法人ハイビスカスから令和3年2月18日付けの『第36期監査結果説明書』の草案の提出を受け、無限定適正意見を付した監査報告書を提出する予定である旨の報告と説明を聴取し、検討致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書類、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び計算書類に係る附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。
- ④ 事業報告の記載、即ち「継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識」していること、並びに独立監査人の監査報告書の記載、即ち「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」こと及び「計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類は継続企業を前提として作成されて」いるが「すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」ことの二点につき、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年2月25日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 大西 完 司 ㊟

監査役 山田 奨 ㊟

監査役 坂口 禎彦 ㊟

(注) 監査役山田奨並びに坂口禎彦は会社法第二条第十六号及び第三百三十五条第三項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役4名選任の件

取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	根 本 忍 (ネモト シノブ) (昭和39年3月29日生)	平成8年12月 当社 入社 平成10年6月 ビットキャッシュ株式会社 取締役 平成11年6月 当社 取締役 平成12年6月 当社 常務取締役 平成13年12月 当社 取締役 退任 平成14年1月 当社 研究開発本部 フェロー 平成16年12月 当社 退社 平成19年6月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 事業開発部部长 兼 広報宣伝部部长 平成20年3月 当社 監査役 平成20年12月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 事業開発部ディレクタ 兼 クリエイ ティブチームディレクタ 平成21年2月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 退社 平成21年3月 当社 常勤監査役 平成30年1月 株式会社BEAMO 監査役 平成30年3月 当社 常務取締役 平成31年2月 当社 代表取締役社長 (現任) 令和元年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任) 令和元年9月 株式会社BEAMO 代表取締役社長 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社BEAMO 代表取締役社長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	倉 林 聡 子 (クラハヤシ サトコ) (昭和49年5月13日生)	平成9年4月 株式会社CSK(現SCSK株式会社) 入社 平成17年12月 株式会社アプリックス 入社 平成23年1月 当社 内部監査室 室長 平成26年6月 当社 プロセス改善推進室 室長 平成29年4月 当社 経営管理部 部長(現任) 平成29年5月 当社 総務部 部長 平成30年3月 当社 執行役員 平成31年3月 当社 取締役 平成31年3月 株式会社BEAMO 取締役(現任) 令和元年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役(現任) 令和2年3月 当社 常務取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社BEAMO 取締役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役	200株
3	平 松 庚 三 (ヒラマツ コウゾウ) (昭和21年1月6日生)	昭和48年 ソニー株式会社 入社 昭和61年 アメリカン・エクスプレス・インターナショナルジャパン 副社長 平成4年 株式会社IDGコミュニケーションズ 代表取締役 平成10年 AOLジャパン株式会社 代表取締役 平成15年 弥生株式会社 代表取締役 平成18年 株式会社ライブドア(現株式会社LDH) 代表取締役 小僧com株式会社設立 取締役 株式会社セシール 取締役 平成19年 株式会社カウイチ(現買う市株式会社) 取締役 平成20年 小僧com株式会社 代表取締役会長 兼 社長 平成28年 当社 社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 小僧com株式会社 取締役会長 株式会社CEAFOM 社外取締役 株式会社ピーエイ 社外取締役 スマイルワークス株式会社 社外取締役 creww株式会社 社外監査役 株式会社Joyz 社外監査役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	田口 勉 (タグチ ツトム) (昭和28年8月2日生)	昭和51年 株式会社シーイーシー 入社 平成10年 同社 取締役 平成16年 KVH株式会社(現 Coltテクノロジーサービス株式会社) 常務執行役員 平成19年 株式会社アイネット 常務取締役 平成25年 同社 専務取締役 平成29年 同社 取締役副社長 平成30年 同社 上席顧問 平成30年 トライポッドワークス株式会社 取締役(現任) 平成31年 当社 社外取締役(現任) 令和2年 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO(現任) 【重要な兼職の状況】 トライポッドワークス株式会社 取締役 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO 一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議会 理事	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平松庚三氏及び田口勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 平松庚三氏及び田口勉氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。両氏は、企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけることを期待し、両氏を社外取締役として選任することをお願いするものであります。
4. 平松庚三氏及び田口勉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって平松庚三氏が5年、田口勉氏が2年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。当社は、定款第31条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。当社は平松庚三氏及び田口勉氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、平松庚三氏及び田口勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、令和3年3月29日（月曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル21階 会議室A
電話 03-3342-3511（代表）



○交通機関

- J R線『新宿駅』J R西口出口より徒歩約5分
- 小田急線『新宿駅』西口地下出口より徒歩約5分
- 京王線『新宿駅』京王西口出口より徒歩約5分
- 東京メトロ丸ノ内線『新宿駅』A14出口より 徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』B1出口より 徒歩約5分

※当日は公共交通機関をご利用ください。